暴力団関連事項確認書

令和7年1月1日以降に発効する麻薬小売業免許を申請される方へ

平素より当区の保健所業務にご協力いただきありがとうございます。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号、令和5年12月13日公布）により、令和７年1月1日以降に発効する麻薬小売業免許の取得については、麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項に定める欠格事由に次の2点が追加されます。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

・暴力団員等がその事業活動を支配する者

つきましては、現時点で麻薬小売業をお持ちの方で令和7年1月1日から発効する麻薬免許をご申請される場合は、別添の項目についてご回答いただき、免許の申請書に併せて、本用紙についてもご提出くださいますよう、お願いいたします。

申請者（法人にあってはその業務を行う役員を含む）の欠格条項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者である | はい / いいえ |
| 2 | 暴力団員等がその事業活動を支配する者である | はい / いいえ |

薬局名

所在地